

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格※	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
土地建物賃貸借 (電気通信設備設置)	支出負担行為担当官 九州総合通信局長 中西 悦子 九州総合通信局 熊本県熊本市西区春日2-10-1	令和8年4月1日	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は非公開とする。	-	会計法第29条の3第4項 不法電波を探知する電波監視施設を当該地区に設置するため、最適な場所を選定したものであり、場所が特定された賃貸借契約であるため。	-	2,010,000	-	-	-	-	-	
土地建物賃貸借 (電気通信設備設置)	支出負担行為担当官 九州総合通信局長 中西 悦子 九州総合通信局 熊本県熊本市西区春日2-10-1	令和8年4月1日	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は非公開とする。	-	会計法第29条の3第4項 不法電波を探知する電波監視施設を当該地区に設置するため、最適な場所を選定したものであり、場所が特定された賃貸借契約であるため。	-	6,991,800	-	-	-	-	-	
「周波数ホッピングによる300GHz帯高セキュリティ高速無線通信の研究開発」に係る委託契約	支出負担行為担当官 九州総合通信局長 中西 悦子 九州総合通信局 熊本県熊本市西区春日2-10-1	令和8年4月7日	国立大学法人九州大学 福岡県福岡市西区元岡744	3290005003743	会計法第29条の3第4項 本件は、持続可能な電波有効利用のための基盤技術研究開発事業において広く一般の研究者を対象に研究開発課題を募った中から選定された課題であり、今年度の実施に際し、外部専門家及び外部有識者で構成される評価会合の評価結果に基づき、国が委託すべきものとして選定された研究開発について、その実施機関と随意契約を行うものである。	-	38,415,000	-	-	-	-	-	
「低電力電波センサによる心拍推定を活用した牛の分娩難産予測システムの研究開発」に係る委託契約	支出負担行為担当官 九州総合通信局長 中西 悦子 九州総合通信局 熊本県熊本市西区春日2-10-1	令和8年4月7日	国立大学法人宮崎大学 宮崎県宮崎市学園木花台西1-1	1350005001593	会計法第29条の3第4項 本件は、持続可能な電波有効利用のための基盤技術研究開発事業において広く一般の研究者を対象に研究開発課題を募った中から選定された課題であり、今年度の実施に際し、外部専門家及び外部有識者で構成される評価会合の評価結果に基づき、国が委託すべきものとして選定された研究開発について、その実施機関と随意契約を行うものである。	-	10,033,400	-	-	-	-	-	
「低電力電波センサによる心拍推定を活用した牛の分娩難産予測システムの研究開発」に係る委託契約	支出負担行為担当官 九州総合通信局長 中西 悦子 九州総合通信局 熊本県熊本市西区春日2-10-1	令和8年4月7日	国立大学法人熊本大学 熊本県熊本市中央区黒髪2-39-1	2330005002106	会計法第29条の3第4項 本件は、持続可能な電波有効利用のための基盤技術研究開発事業において広く一般の研究者を対象に研究開発課題を募った中から選定された課題であり、今年度の実施に際し、外部専門家及び外部有識者で構成される評価会合の評価結果に基づき、国が委託すべきものとして選定された研究開発について、その実施機関と随意契約を行うものである。	-	2,771,600	-	-	-	-	-	
「スマート農業のための遅延非許容ミリ波情報指向無線ネットワークシステムの研究開発」に係る委託契約	支出負担行為担当官 九州総合通信局長 近藤 玲子 九州総合通信局 熊本県熊本市西区春日2-10-1	令和8年8月4日	学校法人福岡大学 福岡県福岡市城南区七隈8-19-1	4290005001267	会計法第29条の3第4項 本件は、持続可能な電波有効利用のための基盤技術研究開発事業において広く一般の研究者を対象に研究開発課題を募った中から選定された課題であり、今年度の実施に際し、外部専門家及び外部有識者で構成される評価会合の評価結果に基づき、国が委託すべきものとして選定された研究開発について、その実施機関と随意契約を行うものである。	-	12,740,000	-	-	-	-	-	

※同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがある場合は公表していません。